

フランスにおける情報社会指令の国内法化について

欧州共同体構成国は、情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日指令（以下「情報社会指令」という）を国内法化する義務を負っている。各国が国内法化を進める中において、フランスは国内法化が著しく遅延している。2005 年 7 月、欧州共同体委員会が、情報社会指令を国内法化していない国に制裁を課すと表明したため、同年 9 月、フランス政府は、法案の審議を早めるため憲法に定める緊急手続きをとると決定した。そこで、下院での審議が進められることとなったが、議論が錯綜し、ようやく 2006 年 3 月 17 日審議が終了し、同月 21 日に下院で可決された。可決された法案は、2006 年 5 月、上院で審議に付されることになる。したがって、今後、法案の内容が変更されることもありうる。

下院で可決された法案は、5 編（30 条）で構成されている。このうち第 1 編が情報社会指令を国内法化する規定である。第 2 編以降は、公共機関の著作権に関する規定、著作権料徴収分配団体に関する規定、法律上の寄託に関する規定、その他の規定と続く。

第 1 編は、第 1 章「著作権および著作隣接権の例外」（第 1 条の 2 から第 4 条の 3）、第 2 章「著作隣接権の保護範囲」（第 5 条）、第 2 章の 2 「私的複製委員会」（第 5 条の 2 から第 5 条の 3）、第 3 章「技術的保護・情報手段」（第 6 条 A から第 15 条の 2）の各章によって構成される。本稿では、第 1 編のうち、第 1 章と第 3 章を取り上げる。

第 1 第 1 章（著作権および著作隣接権の例外）について

1 グローバル・ライセンス

第 1 章は、第 1 条の 2 から始まるが、削除された第 1 条が、紛糾の原因となった「グローバル・ライセンス (licence globale)」に関する規定であった。グローバル・ライセンスとは、インターネットユーザーが、毎月一定額をアーティストに支払うことによって、ファイル交換による音楽や映画のダウンロードを合法化しようという構想である。この修正案は一部政党、権利管理団体、消費者団体から強く支持されていた。その理由は、一般人に文化に接する機会を与え、若い芸術家にとってもその作品を世に出すチャンスになるなど文化振興に資するという観点、利用者による著作物の私的複製の保護とそれによる権利者への報酬の確保という著作権者と利用者双方の保護の観点からであった。この修正案は、2005 年 12 月、政府の反対にもかかわらず下院で採択され、産業界や諸外国に衝撃を与えた。産業界は、既に実施されている合法ダウンロードの仕組みが破壊されることを憂慮した（コピーライト 4 月号 24 頁参照）。結局、いったん採択された法案を政府が撤回し、再度提出するなどのひと悶着のあと、政府が多数派を占める政党にグローバル・ライセンス法案に反対するよう働きかけを行い、同法案は廃案に持ち込まれた。その後、グローバル・ライセンスを支持する政党から、インターネット・アクセス・プロバイダーに対して文化振興のための賦課金を課すという構想も提案されたが、これも拒否された。

2 著作権および著作隣接権の例外

法案1条の2は、著作権の例外に関する現行の122-5条を補充するものである。現行の例外に関する規定は、私的かつ無償の上演(122-5条1号)、私的複製(同条2号)、引用等(同条3号)、パロディ(同条4号)、電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為(同条5号)を例外として定めている。法案は、これに、コンピュータの実行やインターネットの閲覧などで生じる一時的複製(同条6号)、身体障害者のために行われる複製等(同条7号)、図書館などにおける複製(同条8号)、報道目的での複製(同条9号)を追加する。なお、法案2条は、著作隣接権の例外を定めた規定であり、法案3条は、データベース製作者の権利に対する例外を定めた規定である。

そのほか、いずれの例外に関する規定においても、その《例外は、著作物の通常の利用を害するものであってはならず、かつ、著作者の正当な利益を不当に侵害するものであってはならない。》という項が追加される。これはスリー・ステップ・テストを明記するものである。DVDのコピーガードをめぐる、消費者と消費者団体が私的複製を妨げたとしてDVD販売業者を訴えた事件(パリ大審裁判所2004年4月30日、パリ控訴院2005年4月22日)において、裁判所は、スリー・ステップ・テストの基準を適用した上、DVDの複製は著作者の通常の利用を害し、著作者の正当な利益を不当に侵害すると判断し、コピーガードを正当化していた。法案の当該規定は、この裁判例に沿うもので、例外規定該当性の解釈基準を明確にするものである。

第4条は、著作者または権利者が、著作物の複製物を欧州共同体または欧州経済地域の域内で最初の売買を認めた場合の域内における権利の消尽を定める。ところが、フランス著作権法は、用途指定権(*le droit de destination*)というべき独自の権利を認めている。これは、第三者がその著作物の複製物を使用し、流通に置くことを禁止または許諾する権利であり、複製権の延長であるといわれている。つまり、フランス法では、もともと消尽を前提とする譲渡権の考えを採用していない。そのため、法案4条の消尽を定める規定が、フランス著作権法の伝統的な構造と相容れるのか、それとも伝統的な構造は維持したまま、フランス国内のみが問題となる場合と共同体または欧州経済地域が問題となる場合とで、異なる法律構成をとるという趣旨なのか、疑問がある。

第2 第3章(技術的保護・情報手段)について

1 技術的保護・情報手段と利用者保護

現行の著作権法第3編第3章第1節は一般規則を定めるが、これをセクション1とし、新たにセクション2「技術的保護・情報手段」を設ける(法案6条)。知的財産法典331-5条には、技術的保護手段が新たに規定される。ここで技術的手段とは、コピーコントロールシステムのみならず、アクセスコントロールシステムも含まれる(法案7条)。さらに、同法典331-10条には、著作物等に帰属する権利に関する電磁的形式の情報の保護が定められる。電磁的形式の情報とは、著作物等や権利者を識別することを可能とする権利者によって提供されたすべての情報、著作物等の使用の条件および方法に関するすべての情報、

さらにこれらの情報の全部または一部を表すナンバーまたはコードをいう（法案10条）。

問題となるのは、技術的保護手段が互換性の実行を妨げる効果を持つものであってはならないこと、および技術的保護手段の提供者は互換性に関する情報へのアクセスを提供することを定める法案7条である。すなわち、技術的保護手段が施された音楽ファイルなどをダウンロードした消費者が、他の再生機器で音楽ファイルを再生しようとする場合に、その技術的保護手段が互換性を妨げる効果を持つものであってはならないとされる。この規定は、アップル社の iPod や iTunes・ミュージックストアの事業に打撃を与えるとして、英米から批判されている（2006年3月22日付日本経済新聞夕刊）。さらに、技術的保護手段は、権利制限の範囲内での、著作物等の自由な使用を妨げることはできないとの規定が知的財産法典に設けられるが（法案7条）、互換性に関する規定のねらいとするところは、消費者による私的使用の保護である。

そのほかにも、権利者は、著作権の例外を享受する者の求めに従ってその例外の恩恵に浴することを可能とする手段をとることを定める規定が創設される（法案8条）。さらに、私的複製のための例外の享受を保証するために技術的保護手段を調整する任務を負う仲裁機関を創設する規定が設けられる（法案9条）。このように、改正法は、技術的保護手段が消費者の私的使用を妨げることを危惧しており、消費者が著作権を使用するための障害となる技術的保護手段を導入する権利者との利害調整を図る。

2 罰則

法案第三章中、12条の2から14条までは罰則が定められている。

法案12条の2は、ファイル交換ソフトを公衆の用に供するなどの行為に対し、3年の自由刑および30万ユーロの罰金刑を科すと定める。ただし、この規定は、研究目的や共同作業などを目的とするソフトウェアには適用されない。なお、法案では、本条に対応する支分権はないので、ファイル交換ソフト提供行為の著作権侵害行為としての位置付けは明確ではない。また、法案14条の2は、電気回線を通じて行われるダウンロードおよびアップロードが軽罪を構成することを定める。当該軽罪に対する刑罰は国务院の決定に委ねられることとなるが、下院での審議によれば、単なるダウンロードに対しては38ユーロの罰金が、アップロードに対しては150ユーロの罰金が科されることが予定されている。ただし、この罰金の計算方法については、著作物数に乗じた額となるのか、ダウンロード・アップロード数に乗じた額となるのか、このような取締りをだれが行うのかなど、詳細が不明であると批判されている。

法案13条は、効果的な技術的手段を回避する行為等に対する罰則を定める。まず、技術的手段を侵害するための装置等の手段を提供する行為は、6ヶ月の自由刑および3万ユーロの罰金が科される。次に、保護機能やコントロール機能を回避するために技術的手段を侵害する行為に対しては、3750ユーロの罰金が科される。

法案14条は、著作権等に関する情報を除去する行為等に対する罰則を定める。前条と同じように装置等の手段を提供する行為、情報を侵害する行為に対して、それぞれ同様の

刑罰が科されるほか、情報が除去・改変された著作物を提供する行為に 6 ヶ月の自由刑および 3 万ユーロの罰金が科される。

以上